

伝統技術の特許

特許業務法人 有古特許事務所
弁理士 横山 恭子

1. はじめに

私が勤務している京都ブランチは京都の商業地域である烏丸に位置していることから、普段から多くの観光客を目にし、特にここ数年は海外からの観光客の数が年々増加しているように感じます。この要因の一つとして、長年培われてきた製品や建物等の優れた伝統技術が、国内だけでなく、海外でも評価されている事が挙げられるのではないのでしょうか。

また、私事ながら、伝統技術に関する発明の権利化について担当させていただいたことがあります。私達の職業柄、最新技術を目にすることはありますが、伝統技術に触れることは珍しく、実際に見た際には、伝統技術も然ることながら、職人の手作業にも魅了されました。

日本には、このような日本古来の伝統技術の他に、西欧等の海外で発祥した技術を日本に導入し更に発展させてきた優れた品質の工業製品、及び国内の高い技術で生産された農産物等、多くの人を引き付けるものがあります。これらを守り、さらに発展させるための取り組み等について紹介したいと思います。

2. 支援策

伝統技術等を取り扱うことが多い中小企業の支援策について、紹介します（参考:特許庁ウェブサイトを：<http://www.jpo.go.jp/sesaku/chusho/index.html>）。

（費用）

特許庁による費用に関する支援策として、一定の要件を満たした場合に、次のものを受けることができます。

- ・日本出願の審査請求料、特許料及び国際出願に係る調査手数料等に減免措置
- ・特許協力条約に基づく国際出願（PCT 出願）の調査手数料や送付手数料、国際予備審査請求の予備審査手数料に軽減措置
- ・PCT 出願の国際出願手数料や国際予備審査請求の取扱手数料について国際出願促進交付金

上記以外にも、日本弁理士会による特許出願等援助制度や特許出願等復興支援制度の助成制度、及び地方自治体等における知的財産権に係る助成制度が設けられていますので、ウェブサイト等をご確認ください。なお、多くの制度には申請期間等が決められていますので、出願する前にこれらの期間を検討することをお勧めします。

また、特許出願の審査請求を行った後、特許庁が審査に着手する前に出願を取下げ又は放棄を行った場合、返還請求することにより、納付した審査請求料の半額が返還されます。審査請求費用は高額であるので、請求後に事業変更、新技術の開発、先行技術の発見等があった場合には、今一度、審査請求料の納付後であっても出願の権利化について検討してはいかがでしょうか。

(早期審査・早期審理制度)

次に、早期審査・早期審理制度について紹介します。これは、一定の要件の下、出願人からの申請を受けて審査・審理を通常に比べて早く行う制度です。一定条件を満たす中小企業は早期審査・早期審理を申請でき、かつ、申請に必要な先行技術の開示の際の先行技術調査が必要ないため、資本力の乏しい中小企業の市場において競争力をいち早く確保することができます。

この早期審査により特許権の設定登録がされれば、その分だけ権利期間を長くすることができます。また、たとえば、出願に係る発明に関する製品に流行性がある場合、早期に模倣され易く、その売れる期間も短い傾向があるため、早期の権利化によって権利行使を有効に行うことができます。さらに、申請から審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間が平均約1.9か月（特許庁による2012年実績）です。出願後の早い段階で申請し、拒絶理由が通知されると、出願公開までに審査の方向性等がわかり、これに基づいて国内優先権制度等による内容の補充、外国出願の有無等を検討することができます。また、拒絶理由が通知されたり拒絶査定になったりした場合に公開前であれば、出願を取り下げることにより原則、出願内容が公開されませんので、その内容をノウハウ等として保護することができます。

一方、出願から1年以内に特許になると、この間に認められている国内優先権制度を利用して、前出願を基礎にして改良発明を加えた内容の出願をすることができなくなります。また、出願から1年を超えてしまった場合であっても、公開前であれば改良発明を出願して、両方の出願を特許に導くことができる場合がありますが、早期審査による特許公報が改良発明の出願よりも前に発行されると、これが改良発明の先行技術文献となって拒絶されてしまう可能性があります。さらに、特許公報の発行によって、競合他社に発明の内容が早期に知られ、この内容を回避する類似の製品を開発されるおそれがあります。したがって、これらを考慮して、早期審査の申請を検討する必要があります。

(審査請求時期)

ここで、支援制度ではありませんが、審査請求時期について相談されることがありますので、参考のために紹介します。出願について発明を権利化するためには、審査請求は出願から3年(審査請求期限)以内にしなければなりません。この期間のうち、主に以下の3つの時期が考えられます。

1つ目の審査請求時期としては、出願と同時又は出願後速やかな時期が挙げられます。この場合は、早い時期に審査がされることにより、早期審査制度と同様の効果が得られます。

2つ目の審査請求時期としては、出願から約1年半の公開公報の発行の時期が挙げられます。この時期では、出願から逐次に公開されていく他社の関連技術の先願の内容を把握した上で、権利化の可能性を予想したり、自発補正等の対応を採ったりして、審査請求することができます。また、国内優先権を使って関連発明を出願することもできます。

3つ目の審査請求時期としては、出願後3年経過(審査請求期限)の前が挙げられます。この場合、審査請求期限間際まで出願の発明に関連する技術について自社の事業展開、競合他社の技術動向、関連技術の陳腐化等を見定めた上で、特許戦略の見直しや再構築をしながら権利化の有無及び自発補正を伴う出願内容を検討することができます。また、査定までの期間が長くなり、その間権利範囲が確定しないため、その内容で競合他社の実施を牽制することができます。

また、審査請求後に、拒絶理由通知が無く特許査定されると、補正する機会がありませんので、審査請求する際には特許戦略等に照らして特許請求の範囲を見直すことをお勧めします。なお、出願に含まれる別の発明を権利化したい場合には、分割出願することにより権利化の途を確保することができます。

さらに、出願から3年の審査請求期間が過ぎると、出願はみなし取下げとなります。このため、競合他社の権利化を阻止する目的で行う防衛的出願である場合には、早期に取下げずに、みなし取り下げまで出願を維持する方法もあります。

(巡回審査(出張面接審査))

次に、巡回審査について紹介します。これは、全国各地域の中小企業等の支援を目的として、全国各地の面接会場に審査官が出張して行う面接審査です。審査官と出願人とが直接面会して、出願や技術内容等に係る相談を行うことによって、審査官と地方在住の出願人との間における意思疎通の円滑化が図られ、審査手続きの効率化、的確な権利の取得が見込まれます。

本願発明の技術的特徴、本願発明と先行技術との対比を説明することにより、審査官が技術を理解する時間を短縮し、審査を迅速に進めることができます。また、審査官の見解を直接確認し、拒絶理由通知等に対するより要点を掴んだ対応が可能となります。さらに、補正案

を準備して面接に臨めば、審査官から示唆を受けられる場合があります。

このように、書面だけではわかり難い発明の技術、拒絶理由通知、それに対する応答の内容をお互いに共有することによって、両者ともに適切に対処することができ、特許査定につながる事が期待できます。このため、面接に際しては、面接のポイントを検討し、これに沿った資料として、発明の技術内容を説明するための図等、発明の実物、補正案等を準備することをお勧めします。

また、特許庁において面接することもできます。このように直接に会うことがより細かいコミュニケーションが図ることができですが、それが難しい場合、インターネット回線を利用したテレビ面接審査等もありますので、活用を検討してはいかがでしょうか。

3. 中小企業支援に関する最近のニュース

「海外知的財産プロデューサー事業」(INPIT)の近畿の統括拠点を大阪市内に新設することが決まりました。この新拠点によって近畿の産業の追い風になると期待されています。これまでも、INPITは中小企業の相談窓口は全国計57か所に設置されていましたが、海外の特許出願や営業秘密の取り扱い等の高度な分野については、東京にいる専門家が相談企業に出向く等して対応しており、東京との物理的な距離感が指摘されていました。これに対し、今後は、複数の専門家が大阪に常駐し、特許出願の事務手続きを支援するほか、海外展開に関する指導、助言を行い、ビジネスマッチングにも積極的に関わっていくことにより、西日本の産業が後押しされると期待されています。

また、日本品種の海外登録支援として、日本で新しい品種を開発した地方自治体や農家等に対し海外での品種登録を支援する方針が決まりました。日本で開発された高級フルーツ等が海外で無断栽培される例が相次ぎましたが、これにより、国内の高い技術で生産された農産物のブランド価値が失われるのを防ぎ、農産物の輸出力強化されることとなります。

また、農林水産省と特許庁により、特許等の相談窓口で農業分野の知財についても相談できるようになると発表されました。特許や商標等だけでなく、農産物等の風土に裏付けされた農産物を認定する「地理的表示保護制度」等に関する相談が受け付けられます。これにより、地域の農産品のブランドが知財として守られ、農産品の輸出拡大のさらなる後押しが期待されます。

特に、農林水産省が所管する新しい品種のブランドを保護する育成者権は、権利期間の更新はできませんが、特許庁所管の商標登録は更新できるため、合わせて権利を取得して国内の農産品のブランド化につなげられるよう、農林水産省と特許庁の窓口で双方の相談が受け付けられるようになります。

4. おわりに

ユネスコ 無形文化遺産として、2001年の能楽から始まり、2010年の「結城紬：絹織物技術」、2013年の「和食：新年の祝いを中心とした日本人の伝統的な食文化」、そして、2014年の「和紙 日本の手漉（てすき）和紙技術」まで、22件の日本物件が登録されています。

この2010年に登録された「結城紬：絹織物技術」に因んで「絹」を特許請求の範囲に含む出願について特許情報プラットフォームにより調べたところ、2016年9月までに2,408件の特許公報が公開され、1,072件の特許公報が発行されています。絹はシャンプーやコンディショナー、化粧品等への活用だけではなく、絹の物性制御、シルク複合ナノファイバーやハイブリッド絹糸の製造等の繊維自体についての試みも行われています。

2014年に登録されたことでも注目を集めた「和紙」を特許請求の範囲に含む出願については、2016年9月までに994件の特許公報が公開され、405件の特許公報が発行されています。そのうち、壁装飾具や照明装置等への活用は知られてきましたが、蓄熱装置や超音波流量測定装置等の新しい技術への活用も権利化されています。

このように、新たな切り口で伝統技術を活用、発展させていく動きがあり、これは伝統技術を守り受け継いでいく姿勢だと言えます。このような伝統技術における発明を特許出願することにより、出願が公開されて技術が広く世間に知られ、それが技術の更なる発達に寄与することを期待します。

著者略歴

横山 恭子
(よこやま きょうこ)

神戸大学大学院修士課程修了後、企業の研究部門及び知財部門、特許事務所を経て、2011年有古特許事務所入所。2005年弁理士登録、2011年特定侵害訴訟代理業務付記。
